

内閣府

令第一号

法務省

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十八号）の施行に伴い、警察留置場における受刑者の処遇に関する命令を廃止する命令を次のように定める。

平成十九年五月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法務大臣 長勢 甚遠

警察留置場における受刑者の処遇に関する命令を廃止する命令

内閣府

警察留置場における受刑者の処遇に関する命令（平成十八年 令第六号）は、廃止する。

法務省

附 則

この命令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十八号）の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。